

平成 23 年

# 2月定例会会議録

平成 23 年 2 月 22 日

萩・長門清掃一部事務組合議会

## 目 次 (第1号)

○議 事 日 程 .....	3
○出 席 議 員 .....	3
○日 程 第 1 会 議 録 署 名 議 員 の 指 名 .....	3
○日 程 第 2 会 期 の 決 定 .....	4
○日 程 第 3 諸 報 告 .....	4
○日 程 第 4 一 般 質 問 .....	5
○日 程 第 5 議 案 第 1 号 .....	2 4



平成 23 年 2 月

## 萩・長門清掃一部事務組合議会定例会会議録（第 1 号）

### 議事日程第 1 号

平成 23 年 2 月 22 日（火曜日）午前 9 時開議

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 諸報告

第 4 一般質問

第 5 議案第 1 号

事務局主幹 安田 学 君

事務局総務係長 永安 弥 君

会計管理者 山中 伸彦 君

事務局主幹 中村 敏雄 君

事務局主幹 藤田 擴 君

事務局主幹 上田 秀男 君

事務局主幹 岩崎 伸広 君

事務局主幹 河野 広行 君

事務局主幹 今浦 功次 君

○本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸報告

日程第 4 一般質問

日程第 5 議案第 1 号

○書記出席者

書記 長 三原 正光 君

書記 浜村 祥一 君

書記 宮本 啓治 君

○出席議員（8 名）

1 番 阿波 昌子 君

2 番 岡崎 巧 君

3 番 中村 洋一 君

4 番 西島 孝一 君

5 番 長尾 実 君

6 番 松永 亘弘 君

7 番 西元 勇 君

8 番 青木 賢次 君

午前 9 時 01 分開会

○議長（青木賢次君） ただいまから、平成 23 年 2 月萩・長門清掃一部事務組合議会定例会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

○説明のため出席した者

管理者 野村 興兒 君

副管理者 南野 京右 君

事務局長 平田 幸三 君

事務局次長 荒川 孝治 君

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（青木賢次君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、5番、長尾議員、7番、西元議員を指名いたします。

---

## 日程第2 会期の決定

○議長（青木賢次君） 次に、日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月31日までの38日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木賢次君） 御異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月31日までの38日間と決定いたしました。

---

## 日程第3 諸報告

○議長（青木賢次君） 次に、日程第3、諸報告を行います。

組合管理者より報告を求めます。組合管理者。

〔管理者 野村興兒君登壇〕

○管理者（野村興兒君） 萩・長門清掃一部事務組合、この議会の定例会に当たりまして、3点御報告させていただきたいと思っております。

まず第1点は、新清掃工場整備運営事業についてであります。本組合では、新清掃工場建設にかかわる事業方式を、組合が資金調達を行って施設の設計・施工と運営を一括して民間事業者が発注するDBO方式といたしましたので、事業者選定の手続きについては、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」、通称「PFI法」の趣旨に則り、公平性、透明性を第一として進めることといたしました。

昨年11月2日に、組合管理者である萩市長を会長、副管理者である長門市長を副会長とした新清掃工場整備・運営事業者選定検討

会を発足させるとともに、検討会の内部組織として、学識経験者を中心とした専門委員会を立ち上げ、これまで事業実施方針等の詳細について調整してまいりました。

調整作業は、専門委員会で専門的に調査・検討した結果を基に、事業者選定検討会でさらに検討するという二段階で行い、4回の専門委員会と2回の事業者選定検討会を開催してきました。その結果を基に、新清掃工場整備・運営事業の実施方針と、プラントメーカーから見積提案書を募集するための資料となる要求水準書、落札者決定基準、契約書、それぞれ案等の詳細を調整しており、今後、できるだけ早い時期に公表することとしております。

実施方針等の公表後の予定については、入札公告に向けて、その事前作業として、本事業に参加を表明したプラントメーカーから提出される見積提案書の技術確認等を行うとともに、プラントメーカーとのリスク分担の確定及びリスク回避等に向けた対話を行った後に、新清掃工場整備・運営事業にかかわる予算案と要求水準書等の入札公告資料を作成することとしております。

2番目に、小原地区の飲料水供給施設整備事業についてであります。

新清掃工場建設地である小原地区の飲料水供給施設整備事業については、本年度に取水施設設置工事を実施して、飲料水源を確保いたしました。今後の予定といたしましては、新年度に、配水場建設及び給水管布設工事を実施し、小原地区の皆さんに安全な水を供給することとしております。

3番目に、生活環境影響調査についてであります。

生活環境影響調査については、昨年9月から建設地の付近に常設の気象測定装置を設置し、風向き、風速等の測定を継続して実施しております。大気、騒音、振動、悪臭、水質、土壌、交通環境、植物、動物、水生生物等の調査のうち、騒音、振動、交通環境、悪臭及

び土壌についての現地調査は既に終了しました。

今年12月には関係地域の住民の皆さんに対して、調査結果の概要を説明するとともに、来年1月には調査結果報告書の縦覧を行う予定としております。

本組合では、生活環境影響調査結果に基づいて、地域の生活環境に配慮した、きめ細かな対策を検討し、新清掃工場整備計画に反映させたいと考えております。

今後も、両市が協力し合い、市民生活にとって必要不可欠な施設である新清掃工場の平成27年度稼働を目指して、鋭意事業を推進してまいります。

以上、3点、御報告を申し上げます。

○議長（青木賢次君） 組合管理者の報告は終わりました。

以上で、諸報告を終了いたします。

---

#### 日程第4 一般質問

○議長（青木賢次君） 日程第4、これより一般質問を行います。

議席番号2番、岡崎議員。

〔2番 岡崎 巧君登壇〕

○2番（岡崎 巧君） 皆さん、おはようございます。組合議員として選出されました、長門市議会の岡崎巧です。

私の一般質問で、通告している課題は、本来、事業スケジュールからすると1月17日に既に事業実施方針の公表との手順で、計画が進捗することになっていたものです。しかし、組合議会の議長が、組合議会として、市民や関係者等々に説明を求められた場合、現状では、十分な説明責任が果たせず、そのため、議会としてさまざまな課題について、精査研究したいとの強い責務から、執行を延期されています。この英断に、組合議員の一員として支持し、深く敬意を表します。

それでは、通告に従い一般質問を行います。

民間事業者の応募及び選定と題して、次のことを尋ねます。

施設建設等に当たり、応募者の参加資格要件及び総合評価による落札者決定における方針について、管理者に尋ねます。

○議長（青木賢次君） 組合管理者。

〔管理者 野村興兒君登壇〕

○管理者（野村興兒君） ただいま、岡崎議員から民間事業者の参加資格要件、こういったようなことでお尋ねになりましたし、冒頭、かなり事業がおくれているということ、御指摘のとおりであります。私どもとしましては、とにかく27年度この供用開始ということからしますと、かなり今、瀬戸際になっておりますので、できるだけ早くこの議会の方にも御理解をいただいて、私どもの二重、三重にこの問題については、チェックをかけているわけでありまして、しかしながら、これは相当規模の、この事業でございますから、事業者にとってみれば売込みが相当激しい。こういうような状況でございます。十分ひとつ議会におかれましても、客観的に売込みがどうしても自分のところの利益といいますか、自分のところの良点だけ、ポイントだけをお話になる。こういったこともございますので、ぜひ、しっかり御審査をいただき、市民の皆さんにしっかりまた説明できるように、その御趣旨は御説のとおりでございますから、よろしくお願いを申し上げます。

参加資格要件につきましては、我々のごみ焼却処理、まさに一般廃棄物の処理でございますから、市民の皆さんの安心、安全確保、毎日排出されるごみの適正な処理が一番ポイントになるわけでありまして、まして私どもはこの立地に当たりまして既に旧萩のベースでこのかなり5地域を指定して、この候補地として議論をしてまいりました。地元に行ってもさんざん議論いたしました。とにかく地元

の声は、基本的には自分の住むところの近くにこういったものができる、こういったことでありますから、とにかく安全、安心を第一にしてくれ。こういったことで、我々もそのように説明をしてまいりました。そして今の立地の場所が決まったわけであり、このあたりの事情はぜひ御賢察をいただきますように。そういうふうなことで、今、応募資格要項ということでいろいろお話をさせていただきますが、とにかくこのDBO方式ということで採用することにいたしました。これはとにかく初めてのことでありました。安全でかつ経済性にもすぐれた施設を建設し、20年間安定した経営を行う、まあこういったことであります。これだけのいろんな要件がありますから、これは今までの単体としての事業とは違い、きわめて複雑な専門的な要素を擁するわけであり、今、応募要件という資格要件でございますが、例えば、プラント設計及び建設を行う企業、これは建設業法に基づきます清掃施設工事にかかわる経営事項審査結果の総合評点、総合評定値が1,000点以上。そして、このプラント設計及び建設を行う企業はこの次の条件を満たす、こういうようなことになっております。これは、一つはまず、この、平成12年4月1日以降に供用開始した全連続燃焼式のストーカ炉方式であります、1炉当たり52トン、このまあ例であります、これは2炉以上ということになっておりますが、これはどういうことかといいますと、今、建設予定をしておりますのはまさに52トンの2炉でありますから、萩市と長門市が共同で行うこの清掃工場と同規模以上の実績を持つということ。これは常に各自治体は大体同じような発想をするわけであり、同じようなものを持ってきているということ。これは実績として、とにかくそれぞれの地域の皆さんに対する、今までやったことがないようなこととか、あるいは小規模なことしかやったことがない、こういったことについては、やはり地元で説

明がつかない。同じようなものを持った経験がある。ストーカ炉は長い長い歴史があります。そういうようなことで、ぜひ一つこの点についても御理解いただきますように。

そして、実施方針公表の時点において、延べ3年以上の稼働実績を持つ、1炉が90日以上連続運転の実績を有する、こういったことを予定しております。

そして、建築物の施工を行う企業、これは別途の場合は、建設業法に基づきます建築一式工事にかかわる経営事項審査結果の総合評定値が1,000点以上かつ本施設の建築物と同種または類似の施工実績があること、こういったことを基本要件にしているわけであり、

よろしく御理解をいただきますように。

○議長（青木賢次君） 2番、岡崎議員。

○2番（岡崎 巧君） 資格要件について、少し再質問させていただきます。

応募要項をクリアして応募されるプラントメーカーですね、今時点では想像するというのは難しいかもわかりませんが、どのぐらいの応募を予想されているかということですね、そのプラントメーカー単独でその二つの要件、または資格要件、というのを有している業者は、その応募される中でも、応募される予定がわからなかったら答えにくい問題なんですけど、ある程度そのお尋ねしたら7社ぐらいじゃないかということも伺っております。それがそうなのかどうかわかりませんが、そういう中で、その単独ですよ、これは要件として先ほど管理者も言われましたように、建築一式で1,000点、清掃工場の建設で1,000点という二つのあのその何ていうんですか建設法による総合評点というのがあの決められておりますが、そのいずれもですね、1社単独で、例えばこの入札に参加できる業者というのは何社ぐらい想定されています。

○議長（青木賢次君） 組合管理者。

○管理者（野村興兒君） 応募資格要件について、さらに今、具体的に議員からお尋ねをいただきました。

このプラント設計、建設を行う企業のうち、応募資格要件に適合すると思うメーカーは一体何社あるかと、こういう話であります。これは、まだですね精査したわけではございませんが、今、与えられたいろんな情報で、我々の事務方がまあ想定をした、推計をした、こういったことでお許しをいただきたいと思いますが、それは一応その現実に今、事業撤退をされているというようなところもあります。これは、いつの時点を取るか。これからですね、新たにこの進出されるものもありましょうし、あるいはこの何ていいますか、退去をされる場所もあるかと思えます。そういったことで、今時点の推計ということでもありますけども、一応、今、応募要件資格に該当するメーカーというのは大体10社ぐらいだろう。しかし今の時点でもう既に撤退をしていらっしゃる場所もある。だから、今、議員が御指摘ございましたように、大体7社だろうということを今思っております。これから、恐らくまた動きがあると思えます。加わったり、あるいは減ったり、こういうことでもあります。

そして、この7社のうち、建築一式工事に係る要件を持っているものは、このまさに3社であります。じゃあ3社でという話かというのと、実はこの今後の、実施方針等にも詳細、書き込みますけれども、要はそういった建築部門を持たないといえますか、基準にない、こういったメーカーについては、これは当然ながら、そういった建築を専門とする事業者とこの組みまして、いろんな組み方がありますけれども、協力企業というやり方もありましょうし、いろいろある。そういうような形で当然このグループを組んでこの応札さ

れるであろう、こういうふうになっております。そういったものまで入れますと、10社、しかし現状では3社が今、撤退をしているという情報がありますから、7社程度ということでもあります。

このことです、その少しこの厳しいんではないかと、こういった意見がありますが、いろんな専門家の方々から聞きますと、あのメーカーの皆さんにとってみれば、今、自分のところで建築部門を抱え込んでいらっしゃる場所、あるいはそういったものはすべて実は下請といえますか協力企業として契約をするんだ。そちらの方がむしろこのいろんな意味で経費の節減になる。こういったことも言われております。したがって、そのメーカーが建築部門をちゃんと持つかどうか、これは余り私どもは気にしておりません。メーカー側も、もっていらっしゃる場所は、ぜひ私どもで頑張りたいと、こういう気持ちはありましようけれども、ないところはですね、そうやって多くのものを集めて、そこで我々と同じような入札とかですね、資材をある意味では買ったときとかですね、そういうのがあって、かなり経費を節減できる。むしろこれの方が経費が効率的だという見方もあるようであります。私どもも今そういったことも十分調査をしていきたいと思えます。

そういうようなことから言いますと、今、議員がおっしゃったような大体のこの線、今、私どもは推定しておりますのは、そういうようなところでもあります。

以上ですあります。

○議長（青木賢次君） 2番、岡崎議員。

○2番（岡崎 巧君） ええとですね、今、御答弁いただきましたけど、現実的には先ほど言われました7社ぐらいであろうと、実際3社ぐらい撤退、または来られないんじゃないかということですね、調べましたらその中の、先ほども少し触れましたけど、3社が



ですね、単独で来られるわけです。あとは要件的にはJV、企業体として先ほど管理者の説明されたように、そういうやり方でないと、その入札に、入札というんですから事前からこうあって参加できないわけです。このあの何ですか、事業に参加することが、資格審査で落とされるということになるんですけど、ただですね、ここで、その最悪の場合を考えれば、JVを組まなくても単独で来られる企業が3社あるということです。最悪の場合を考えたらですね、その3社での入札執行ということも考えられないわけじゃありません。

そこでですね、この本組合のごみ施設予算というのが55億、今予定しております。先ほど言いましたように、最悪の場合ですよ、そういうことがないことを願っていますが、この3社で入札執行ということになりますとですね、公明公正な入札をですね、旨とするならば、果たしてこういうことがですね、3社だけの入札で果たして担保できるのかと、非常にあの疑問に思います。で、これのあの最悪の場合を考えたときのその善処というんですかね、方策といいますか、あの今言われましたように7社おって皆そのJV組んで来られたらいいんですけど、単独で来るのも3社おられるわけですから、その方だけがですね、入札に来られる可能性というのは、その辺のところはどのように管理者は思われています。

○議長（青木賢次君） 組合管理者。

○管理者（野村興兒君） 先ほど申したとおり、この各プラントメーカーはいろんな経営方針をお持ちでございまして、建築部門を持っているところと、それは外部で委託をする。ちょうど我々も自治体もですね、いろんなものを外部に委託をしております。抱え込むとこれは大変なんだと、こういう企業と、まあそういった建築に特色があるから、そういったものを持って臨むんだと、こういったとこ

ろと。だからメーカーにとってみれば、それを外部に依存している。そういったところも全国の自治体たくさんですね、応札をされているわけですから、3社にもう絞り込んで、だから競争性がないという議論は、私は客観的ではないと思います。したがって、それはまさにやってみなければわからないんですね。だからそういうふうな形で今、実施方針にはちゃんとそういった想定もしております。

ただ、今、議員がおっしゃったように、その建築部門のですね、経営審査のその基準を少し緩くすれば、今のメーカーでも持っているところはですね、助かるかもしれません。しかし、我々は、今、一部事務組合で例えば、この建設関係のいろんな基準をもっております。指名基準がありますが、例えば、対象設計金額が原則5,000万以上、建築一式工事はA級の工事、こういったところのものは、総合評定値は大体770を設定しているわけですね。今回のものはそんなもんじゃないんですね。そんなね、1,000を切るようなということは、まあ本来考えられないんですね。我々はそのぐらいま大変な事業を今からやろうとしているわけですから、まあそこはですね、ぜひ余りそれを下げてどんどん拡大をしていくというような形はですね、考えたくはない。とにかく、冒頭申しましたように、それぞれの私どもですね、今、立地しようとするところの住民の皆さんと今までさんざん議論してきたんですね。危ないものはやめてくれ。安全、安心を第一にしてくれ。こういった話を我々説得してきたんですね。皆さんここに建つものは大丈夫なものですね。絶対ダイオキシンの問題、こういったものはすべてクリアーして、今まで実績のある、そういったことのストーカ炉、溶融炉ではありません、ということですね、十分説明をしまいいりました。そういった中での一つの結論でありますから、どうか御理解をいただきますように。

○議長（青木賢次君） 2番、岡崎議員。

○2番（岡崎 巧君） 先ほどの問題に対してはそんなにこう危機感を、危機感って言うんですか、あの不安感って言いますか、公平公正さが損なわれるというようなことはないというような御答弁だったと思いますが、それですね、先ほど私が冒頭です、組合議長が事業実施方針の公表の執行を延期されていると言いまして、その中で、説明責任について触れられています。このことについて少し言及したいと思います。

現在、ストーカ炉方式においても、新しい技術による炉があるやに聞いております。新年度予算に、私たち組合議員の研修のための予算措置がされています。そして、予算可決後、速やかにストーカ炉で最新技術の炉を含め、研修に行き、組合議員として、ストーカ炉の諸課題を精査研究し、組合にその研究の結果を提案していきたい。このように考えております。

また、私どもが勉強することで、市民や関係者等々に説明責任を果たせるように努めてまいりたい。このように思っております。

そして、この結果次第では、応募者参加資格要件に対して、組合議会として再検討の提案もしていきたい。また、施設整備や20年のDBO方式で行います。5年、10年先を見据えたその検討と言いますか、そういうのが求められておると思っております。議会研修までの提案になるであろう参加資格要件についての再検討。また、5年、10年先を見据えたその新しい機械、新しい方式でのですね技術ということも検討されたかどうか、あわせてお尋ねします。

○議長（青木賢次君） 組合管理者。

○管理者（野村興兒君） 今、新方式と言う言葉が使われて具体的にお話になっておりま

すのは、恐らく、この特定の会社の今、ストーカ炉の縦型というものだろうと思います。まあこれはこのバーチカル炉と言われていますが、まだまだ一般廃棄物で、そういったもので、具体的にこの操業した事例はございません。今、まさに話題になっていることでもあります。私どもはさんざん申しますように、私どもは一番初めですねストーカ炉ではなくて熔融炉を考えたんですね。熔融炉というのはいろんな形式がある。次世代のまさにホープです、こういった売込みでした。こういったものを全国でいろいろ自治体もそういったもので新規採用になったものもあります。その熔融炉の中で、成功した事例、失敗した事例、たくさんあるんですね。まさに次世代を担う熔融炉、まあこれです、失敗したところはどんな目にあったかということですね、皆さん御存じだと思うんですね。私どもも熔融炉をいったん導入しようと思って、一生懸命勉強しました。いろんなところに行きました。それは一つは、失敗した実例があるということなんですね。失敗するとどうということになるか。ごみの山ですね。そういったことが新型の時代を担うということで、一時代、5年か10年、そういったことで、まさに世の中、席卷したんですね。私どもは新型とか新しい試み、これは魅力ありますけれども、そこでじゃあ地元で、隣近所に住んでいる人たちに、これは新型ですから経費が節減になりますから、というようなことで説得できるかという話なんですね。だから私どもは実績を今、言っている。ストーカ炉に変えたのも、一つはそのことですね。もう一つは、熔融炉、莫大な経費がかかる。こういったことがわかったんですね。莫大な経費がかからないはずだったんだけど、原油の高騰によって燃料費が膨大にかかる。こういったことなんですね。だからストーカ炉なんです。そしてそのストーカ炉でいよいよといったときに長門市さんと一緒に共同でやることになったと。地元で皆さんこれは新型の次代

を担う新しい縦型のバーチカル方式です。だから試みさせてください。そんなことを地域の住民が認めてくれますか。我々はなぜ実績をと言うかと言いますと、ストーカ炉というのは、ずっとこの半世紀、安定したことやっているんですね。それは横型です。こうなだらかに動いている。これはもう既に具体的な実績があるわけです。我々は地域でやる時に、何か新しいことをやりたい気持ちはありますが、この清掃工場の炉については、やはりいろんな意味でですね、実績を求めたい。なぜかといいますと、私どもが今、運営している萩市の清掃工場は、近隣の皆さんから大変議論になりました。そして最終的には最高裁まで行って争ったんですね。萩市はそういう歴史を持っているわけです。したがって、そのこういった焼却炉については、安全第一ということを中心を安全確立、実績がある、こういったことを中心に考えているわけです。今おっしゃっているバーチカルなそういった方法は、まだ自治体が今、二つの自治体がやろうとしています、いずれも小さいものであります。

もう一つは、これは産業廃棄物、医療廃棄物の工場なんです。これは確かにあります。ありますが、医療廃棄物と一般廃棄物は違うんですね。一般廃棄物は何が入っているかわからない。そういったものを処理するのに、縦型でうまくいくかどうか、専門家の専門委員の皆さんにも議論いただきました。議論いただきましたけども、これはまだまだ不明な点が多い。この医療廃棄物であれば、まさに一つの方式としてまあ今後どうなっていくのか注目をしていきたいと、こういう気持ちはもちろんありますけれども、一般廃棄物として余りにも実例がない。あの熔融炉の話はたくさん実例があったんですね。成功した例。だけど大失敗した実例が相当数出てきました。途中で。だから私どもはそういったものはこのギブアップしたわけですね。だから決して私どもは今こういった新しい方式、今、岡崎

議員もですね、新しい方式はということ、我々もそれは魅力はありますが、そういった新しい方式を自治体として、この実験場としてこの場でやることは、我々としては責任を持ってやれないということでもありますから、こういったことは考えておりません。

そして、議会でいろいろ審議をいただくのは、これは当然議会の責務だと思いますが、今、おくれにおくれているんですね。27年、このままいきますと、ここで議会で慎重に、また一つずついろんな炉を研究してやるとなれば、一体いつ供用開始になるかわからない。今でももうぎりぎりです。タイミングがなかなか過ぎてしまいました。もう1月に実施方針を出すというふうにしてメーカー、皆思っただけです。これは公表していませんけども、今からそれを早くやらないと、作業ができないんですね。DBOというのは大変リスクの管理がありますから、相当の期間が要ります。だからこういったことをですね、しっかりお考えをいただきまして、我々は、今、二段構造でやっています。検討委員会、南野市長と私が代表になって、検討委員会でしゃべっていますが、私どもは、ある意味では素人であるから、専門委員にも入っていただきまして、そういったものも含めて議論をいただいております。そして得た成果を実施方針として出そうとしているわけですから、もう一度ガラガラポンで今からやろうということになればですね、これは大変です。今から1年かかります。そういったことをよしとされるのかどうか、十分お考えをいただきたい。

我々は、27年度供用開始というのは、そろそろ清掃工場が今、途中でまた故障して修理しなくちゃいけないかもしれない。だから急いでいるわけですね。これはもし、いったん故障しますと、大変な話になるわけですから、そういったことで、できるだけ早く急ごう。そして、我々が、今おっしゃったように、いろんな疑念がないように、市民

の皆さんにちゃんと説明責任は、私ども執行部が責任を持ってやりますので、どうかそのあたりについての今までの調査の結果、御議論いただきまして、もちろん審議は慎重の上にも行っていただきますけれども、ぜひ執行部を御信頼をいただきたいと思えます。

以上であります。

○議長（青木賢次君） 2番、岡崎議員。

○2番（岡崎 巧君） ええとですね、そして視点を變えて、少しその入札公告前の事前作業というのがあってですね、参加資格審査と要求水準による見積提案書等の提出による技術確認がその最初に行われます。この審査の段階でですね、ただ私たちが今、やろうとする炉の施設というのは、私は個人的にはプラントの力、清掃、建物とかじゃなくて中に入れる機械、これが一番大切であろうと、個人的には思っています。だから、そのプラントの能力、あるいは技術力、このことが非常に大切だと考えております。もちろん建築一式工事の実績も、ほかのですね、炉をつくったとか、何年間とかという実績も大事です。

そこでちょっとですね、あのプラントと建築、今、1,000点ずつ総合評点が与えられておりますけど、この工事をやる場合に、ごみ清掃工場をつくる場合にですね、プラントと建築とに分かれた場合は、大体金額的には2対1になるわけですよ。金額的にはですね。例えば、100億あったら、65、6億がプラントの整備代に充てられて、残りの33億、4億がまあその建物、こういうようになるわけです。そうするとですよ、今言いました2対1。このこと考えたらですね、評点がですよ、プラントの100点が金額的にみたらまあ建物の方は50点でもいいじゃないかと。これは私の個人的な考えです。そういうふうな気がしているわけです。で、実績をさっき言われましたけど、ないと言われまされですけどですね、実績のこの他の物件を見れば、

国が示している実績の二分の一、あるいは三分の一以下でもですね、その求められているあの焼却炉の落札した事例が多々見られています。これらのことを鑑みればですよ、入札公告前段階では、一定の水準があれば、門戸を広げ、応募事業者のプレゼンテーションに耳を傾ける必要があると私は思っています。つまり、要求水準による見積書提案については、さほど計算ですから差異は認められないのである。ただ、プラント力でのプレゼンテーションには、確実に差が表れると私は思っております。現に、応募資格審査に断ることなく、前段階ですから、それで入札に皆呼ぶと言うわけじゃないんですから、その前、入札広告に入る前段階ではですね、その辺のところをですね、しっかりあの聞かれて、前段階を通された何社が、入札公告にこうこっちの方で入札に来てくださいというやり方でもですね、私は何ら問題はない。このことがですよ、結局は門戸を広げてある程度のそのいろいろなそのプレゼンテーションを受けて、公明公正なその選択と言いますか、なるような気がしますけど、管理者いかがですか。

○議長（青木賢次君） 組管理者。

○管理者（野村興兒君） 論点がちょっとあの錯綜しているかと思えます。今おっしゃっているのは、要するにその建築とその今のプラントの割合が2対1だとおっしゃったのは、これは、今建築の方のですね、この部分についてこのメーカーが一つでぼんと入ってくるんじゃないかと、その建築とそのわかれたときの建築の経済力といいますか、経営総合評点がどうなるかと、こういう話であります。それは、さっき言いましたように、今、私どもが萩市でも長門市でも一つの建築事業をやられたときに、それはこの程度の規模のものは皆大体1,000点ぐらいですよと言う話でありますから、このプラントに限ってそれを下げるといようなことは、なかなか難しい

んじゃないかということを通して、それが1点。

もう一つは、この門戸を広げて、何かあの基準に該当しなくても少し広めにやってその絞り込めばいいじゃないかという話であります。私ども冒頭言いましたように、これはPFI法という一つのです。その法に準じて今、法に則ってやろうとしているわけですね。それをその第一次、はい応募であります。で、ここでふるいをかけます。そして第二次、こういうことは想定してないですね。私どもも。今までそういったことは恐らくない。じゃなぜそういうことを言いますと、一つ今の中でおっしゃっている一番のポイントは実績があるかないかですね。今、例えば、新しいじゃあ横すべりのストーカ炉と縦型の、縦型ということになったら、これはまさにそういったものは実験になっちゃうわけですね。前例がまあそういったものはない。それが一つ。

いま一つは、それじゃなくても従来型であっても、今、この萩市がやろうとしているのと同じような規模のものを既にやったことがあるかどうか。いや、下請でやったことはあります。協力事業でやったことはあります。それと元請でやるということは基本的に違う。特にDBOについては、20年間の責任を取る。そんなことをやったことはもちろんないわけですね。そういったところまで全部救済して、広く門戸をあけるのか。我々は先ほどから言ってますように、やはり地域の皆さんにとって、安全で安心して責任を持って我々が保障できる、そういったものを選定をして絞り込みをしようとしているわけです。新しい技術を持って新星のごとく現れた企業がもしあるとすれば、まあそれは確かに今から成功するかもしれない。私どものこの市でそういった実験は、ここは私どもとしては若干のリスクがある。そういったものは取りませんということを行っているわけですね。だから実績をやっているかどうか。実績があるかどうか。

こういったことを言っているわけですね。だから、52トン、2炉で104トンですか。そういったことの実績。これはそう全国、萩市のこの長門市の共同の事業がそんなに大きいものでも何でもありません。普通のものであります。普通のものでやった実績のない企業まで、私どもはそこで具体的にですね、この範囲を広げてやっていくつもりはない。それは先ほど来、申してますように、過去のストーカ炉、あの安定したストーカ炉でもあれだけの議論をやって、最高裁まで行った。今度は、一生懸命地元で私自身も行って、皆さんと話し合いました。こんなときにですね、そのあたりの実績のあるということ安心してストーカ炉ですから、これはもうずっと半世紀の歴史がありますと。こういうことを言っているわけですね。そういったことの基準を一つ明確に定めておりますし、そして専門家の皆さんにも、そしてまた検討委員会にもまたいろんな形のチェック方式を今、考えております。いろいろ御疑念もあるようでありますから、そういったことにならないように、管理者全責任を持ってですね、それは臨みますので、一式公募をぜひ御信頼いただきますように。一刻も早くこの方針が出せないで動かないですね。もう、今でもぎりぎり、27年度本当に供用開始できるかどうか、こういう瀬戸際にきておりますので、ぜひ御理解をいただきますように、よろしくお願ひします。

○議長（青木賢次君） 2番、岡崎議員。

○2番（岡崎 巧君） ただ、その期限が迫っておるからということをおっしゃると、ただですね、55億、それ以上、まあ20年のDBO含めば、70億、80億という巨費を投じるわけです。だから、もちろんその延び延びにやるっていうわけじゃないんですけど、慎重にも慎重を重ねていただきたい。だから、検討する余地があるのならば、検討していた

だきたいと言うことです。

それとですね、今度はDBO方式の運營業務について少し尋ねます。

この運營業務というのは、特別目的会社で行い、応募企業または応募グループの代表企業が50%以上の出資がこれは義務づけられております。しかしですね、20年間の長い期間の運営をまかせるわけです。それにもかかわらず、経営評価分析評点、今、工事をやる時にはですよ、清掃工場評点とか、建築一式評点、1,000点以上というようなその何ていいますか資格要件を定めておりますが、この運営会社についてはですね、経営状態分析評点、やっぱり一番そのしっかりした経営状態のしっかりしたところに受けてもらいたい。それについてのですね、何点以上、まあ資格審査評点というのは、まるで示されておられません。これからするとですね、なしでこの運営会社に出資する会社ですよ、経営状況分析評点、いわゆる私らがいつも言う経審ですが、1,000点以上という規定があって、何ら問題とないと思いますが、そのことについてどのようなお考えなのかお尋ねしたいと思います。

これで参加資格要件のこの質問を最後に終わって次に移りますが、よろしくお願ひします。

○議長（青木賢次君） 組合管理者。

○管理者（野村興兒君） 今、このSPCこの管理運営に当たる会社のその経営の関係がありますが、まあこれについては、当然その一つは、この運営管理はそのプラントメーカーといいますか、元請けといいますか、その元になるところのまあ出資を義務づけているわけですが、決してその第三者がですね、ふいと湧いてきたようなところが、という話はできないんですね。だからちゃんとそのプラントメーカーが中心になる。そこがまあ、ある意味では保証していくような話であ

りますから、だからそれがなければ20年間というのはできないんですね。おっしゃるように。20年間、経済安定しているなんてあり得ないんですね。インフレになるかデフレになるか。あるいはその会社が危機に瀕するかもしれない。そういったこともすべて、いろんな場合を想定して、弁護士を入れて、いろんな細目を今から契約を考えているわけがありますから、そういったようなことにならないようにですね、あらゆる手段を。保険の話もあるし、いろんな形があるんですね。だからこそ言いたいのは、経験がないとできないんですこれは。だからおっしゃるようですね、実績ということを重んじているわけがあります。とにかく、いろんな形で大いに一つ、この慎重審議をいただくのは結構であります。専門家があれだけ今、一年近くですねずっとやってきているわけがあります。私も素人ですが一生懸命勉強しております。だから、今、おっしゃっていることは大体みんなお答えできるわけがありますから、そのあたりについてですね、踏まえて、できる限り早く、一つの方向性を見出してほしい。私も南野副管理者と、私が責任をもって今、ウォッチを、いろんな形で議論をしているわけがあります。専門家も交えて、そしてまた、具体的なチェックシステムも考えてですね、今まで過去は確かに、この清掃工場、環境関係はいろんな談合が繰り返されてきました。何とかこれを排除しようと思って、萩市の今、いろんな形もですね、建設やいろんな工事も、とにかく公明正大に、天の声を出不さない。天の声は聞かない。こういうことでやってきているわけですね。そこは信頼をしていただきたいと思います。

○議長（青木賢次君） 2番、岡崎議員。

○2番（岡崎 巧君） 終わろうと思いましたが、先ほど、その最初のときに、まあ10社ぐらい

予定されて、まあ7社ぐらいが応札、JVを含めてですよ、来られるんじゃないかと。ただ、そのときにですね、そのまあ単独で例えば、経営状況、経審の状況、まあ経審の点が1,000点を超えている方は、その中の、候補の中にまあ私が調べた中では3社しかないわけですよ。あとのその1、2、3、4社か5社はですね、あの単独では、あの経審の点が超えてないわけです。ただそのときにですよ、このどっちかのJVを組んでどっちかの方が50%出資する親会社になれば、その運営会社がやれるわけですけど、そのときに経審の評点が少ない方がですね、その出資者となったときに、20年間その経営を任すわけですから、危惧するわけですよ。経営内容はその1,000点を超えてないということは、まあ超えている企業よりちょっといくらか悪いんでしょうから。その点でですね、その点で、例えば、あの目的会社になりますそういう会社を設立されるその代表になれる会社ですね、経審の評点が、もう1,000点以上というのも、この際やられたらということを提案していますが、その辺のことについて少し言及してください。

○議長（青木賢次君） 組合管理者。

○管理者（野村興兒君） 先ほど来、再三申しておりますように、メーカー自身が建築部門を持って対応ができるのはおっしゃるとおり、今、私どもは推測しておりますのは3社だろうと思います。その他のこのメーカーはどうされるかと言いますと、今、そういうふうな形で私どもが今、萩市内でも長門市内でもこのくらいの規模のものは経審かなり厳しいものを設定しております。そんな低いものを設定するつもりはないし、今やっぺらっぺらと思わないと思うんですね。だから同じような設定をします。そしてそれができないという話ではないということは先ほど申しましたように、メーカーの方針としては、その建

築部門をそういうふうなこの経営の非常に良好なこの建築部門の会社と組まれる。そのときは、相当程度、まあ安価なですね、資材の供給とか、入札みたいなことをやられて、かなりそういった契約を結ばれて来られる。こういった何か慣行もあるようでありますから、そのところは心配していない。

しかし、そういったものは、代表企業じゃないんですから、あくまでも元請となるものとの関係とかですね。その環境はいろいろあると思いますけれども、そういうようなことで対応ができるわけであります。だから3社しかいないとか、あるいは今おっしゃったように低いもんだからこれは後また経営上不振があるとか、そういったことにはならない。だからそういったものの元請となるプラントメーカーは、よっぽどしっかりしたものじゃないとだめだということを改めて先ほど来から申しているわけですね。それは実績という形で評価をしている。

そしてまた、具体的にはそういう経営状況、このもののことを考えて、そしてこのDBOというのは、今、岡崎議員おっしゃいましたように、大変、20年なんですね。大変な期間なんです。私どもこの検討委員会も随分議論しました。20年間というのをどうやってそのリスクを確実に担保するか。こういったようなこともですね、今までやったことがないんですね。その後、7年8年、こういった実例がございますが、20年間を完全にやったというのはないんですね。これもまあ、ある意味ではこの新しい方式であります。これは、リスク回避をするいろんな方法を今、編み出していますから、この技術の話とは別途であります。まあそういうようなことで、ぜひ御理解をいただきますように。

いろんな意味でですね、一生懸命皆、勉強し検討し、そういったような特定のもので、この事業者が有利になるとか、そんなことがないように、公明公正に事案の処理を当たっていく。これが今まで萩市の事業のやり方で

ありまして、今回、この一部組合ですね、こういう形でやっておるときの一つの大原則にしていますので、ぜひ執行部を御信頼いただきたいと思います。

○議長（青木賢次君） 2番、岡崎議員。

○2番（岡崎 巧君） それではですね、続いて総合評価による落札者決定方針について尋ねたいと思います。

総合評価方法は、先ほど管理者が述べられたように、まあ非価格要素審査点と価格審査点の合計で落札を選定する仕組みで、その比率は5対5。こういうことで資料をいただいております。ただですね、事前に選定内容及び配点、これがですね公表されていません。つまり、非価格要素項目の配点、これについてはですね、採点基準っていうのは示されていますが、各項目の配点については、入札公告及び募集要項で示す。こういうふうに書かれておってですね、事前に明らかにされていません。特にこの施設整備工事については、地元企業は下請となるわけです。それである、その非価格要素項目の中にですね、地域貢献に対するこの配点があるわけですよ。これがですね、どのような配点になるかということですね、地元にとっては、非常にまあ私は重要であろうと思っておりますが、この配点が明らかにされておられません。

一方ですよ、価格審査の点数化。これはですね、あの式が与えられておりますから、あの事前に明らかになっており、最低価格で応札された業者が満点の50点となる。このようになってですね、ただちにその応札金額がわかれば、この人の持ち点は、持ち点じゃないけど、それに対する価格評点は何点というのが出るわけです。ところが、先ほども話したみたいに、この非価格要素項目というのは、今、十数項目が示されていますが、各項目の点数が明らかにされていない。なぜなのかわかりません。事前に明らかにされても何ら私

らは問題はないと。そして特にですね、組合議会としても、例えば、地域貢献に対する配点が少なければ、ちょっとおかしいんじゃないかと、この仕事は地域でやるにもかかわらず元請はですね、まずよそから来られるし、建築にしても、ちゃんと点線図とかありますから、多分よそから来られて、やるのは下請となるでしょう。じゃからその辺のですね、地域貢献に対する配点というのですね、私は非常に重要だと思います。これもですね、そういうことをなぜ事前にできないのか。このことについてちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（青木賢次君） 組合管理者。

○管理者（野村興兒君） ものには手順というのをございまして、当然今、岡崎議員がおっしゃったように、最終的にこうやって点数は皆つけるわけですね。今、それぞれの項目はこの今具体的に出しているわけでありまして、とにかく今から、この具体的にまあ方針すらも出していないわけですね。それを出して、いよいよこの具体的にはこの見積りこの提案書というものを、この応募事業から出していただきます。これをまだ出せないんですね。まず、方向が決まっていることを出していないわけでありまして、それをそういった見積提案書というものを受けて、リスクワークショップとそういうふうに言ってますが、そういう専門委員会の中で、いろいろそういったものを見積提案書を見て、要求水準書を確定いたしまして、入札公告までに事業者にちゃんとわかるように、公開をするんですね。ものにはちゃんと手順があるんですね。だからそういうような形で今やろうとしているわけでありまして、だからもう少し各事業者がどういうふうな形で今から見積提案書を出してくるか、それを見てからそういったものを考える。もちろん今、議員がおっしゃったように、地元雇用の問題とか、こういったこ



とは当然、地域貢献ということで今項目を考えていますから、そういったものをやるわけでありませぬ。

だから、今、既に点数を出して、また途中で変えることはできません。みんないろんな形で提案が出てまいります。そういったものを踏まえて、検討委員会、専門委員会で議論をしてやっていく。とにかく早く具体的な今の方針案を出さない限りは、各企業は動けない。こういう話でありますから、ぜひこの入札の公告をするまでにです、そういったことはちゃんと手順を踏んでいくわけでありませぬ。その手順はちゃんと今まで御説明したようにです。逐一逐一やってきているわけでありませぬから、とにかくこういった一つの手順、まあこれはいろんな意味でこのチェックをしておりますし、そして今おっしゃったようにその私どもは性能発注方式であります。単なる価格だけで争うのではない。性能発注というのをやっているわけでありませぬから、そういった性能発注、いろんな今、自治体は同じようにやってきているわけでありませぬ。そういったようなものの先例も問題もいろいろ今、勉強しておりますから、そういったものを加味しながら、手順を踏んでしっかりやっていきたいと、こういうことであります。

○議長（青木賢次君） 2番、岡崎議員。

○2番（岡崎 巧君） ええとです、ただです、一番危惧しているのはです、今、大体その事前審査とその次に入札公告によって、今度は次に進むわけです。そこでやればです、言われますけど、事前審査のなか通らなかつたら次に行かれないわけです。それでです、危惧するわけです。事前審査とこれはもう一体的なものですから、その事前審査のところと、その入札というのが事前審査は事前審査でやられて、入札は入札でやられるというのならわかりますけど、事前審査を通らなければ次に行かれないという

きにです、項目とかです、その点数の配点がどうなるかというのをわからないというのはです、そしたら議会のチェックはいつ入るんですか。こういう配点じゃさっきから言いますけど、何度もいいますけど、地域貢献というのが低いんじゃないかというようなことをやられてもです、もう1回こう、例えば出された、もう修正っていうのはもう相当力が要ります。議会としてもです。だから今、ない、できてない間に、こういう点でいきたいというのをいわれても何らその問題はないのではないかとというのが私のあの趣旨なんです。その辺はどうです。

○議長（青木賢次君） 組合管理者。

○管理者（野村興兒君） とにかくこの性能発注は、各いろんな分野で項目を今決めております。地元貢献というのも一つの性能発注のときの非価格的要素の一つの重大な部分であります。しかし、これを何点何点というところまでは今は詰め切っていない、詰め切れません。こんなのは。今、具体的にです、各見積提案書というのが出てくるわけでありませぬから、そういったものを見て、そして具体的にやっていくという話であります。また詳細、この議場でも何でありますから、いくらでもお尋ねいただければ、ちゃんと御説明ができます。いろんなことを想定し、全国の自治体がです、そうやって知恵を重ねてやってきているわけでありませぬ。私どもが特異なやり方をやっているわけでは、決してないんです。だからそのあたりは、今、PFIという一つの方法、これは法律で決まっておりますが、DBOもこれに準じた形でやるわけでありませぬから、ある意味ではその手順はすべて公開をしていくということ。そういう不信感をお持ちになるようなことは一切ないようにです、公開をするわけです。こんなことは今まで長門も萩もやったことないんです。すべて公開をしていくんです。手順も

すべて。だからその方針を早く出させていた  
だきたい。こういうことでありますから、ぜ  
ひ御理解いただきますように。

岡崎議員、いろいろおっしゃったこと十分  
事務方で説明ができると思いますので、また  
詳しくですね、お尋ねいただきますれば御説  
明を申し上げたいと思います。

○議長（青木賢次君） 2番、岡崎議員。

○2番（岡崎 巧君） ええとですね、それ  
とまだですね、ちょっと私わかりにくいこ  
とがありますから、価格審査の点数化。ちょ  
っとこれについてもちょっと尋ねたいと思  
います。

先ほど申しましたように、価格重視の視点  
からこの2分の1、片一方に2分の1の50  
点が評価点として示されたら、こういうふう  
に価格重視の点からですよ、解釈しています。  
その計算式で算出するとですね、なかなか、  
その言われる結果に、結果というのか出難い。  
つまりですね、例えば、予定価格の20%減  
の最低価格で応札された場合とか、10%減、  
5%減で応札された場合のですね、評価点数  
は、その価格重視の視点からすればですよ、  
連動してあらわれなければ、私はならないと、  
このように思っております。それでですね、  
今、私が試算しました予定価格、55億。設  
定して、例えば20%で最低価格を、最低価  
格で応札された方は、満点の50点がつくわ  
けです。10%の業者はですよ、マイナス  
5.6点で44.4点という点がもらえるわ  
けです。5%の事業者というのはですね、マ  
イナス7.9点で、42.1点。これが、ま  
あ連動するんなら、例えば、5%の減の方は、  
10%の方がですね、マイナスええと5.6  
点になる。まあ例えば5%その半分ですから  
点数も11.2点ですか。それでですね、こ  
れは価格重視と言いながらですね、そういう  
応札金額に連動してないんですよ。まあそれ  
が連動していると言われればそうなんですけ

ど、私が見た感じでは、金額に応じてです  
ね、その点数が下がっていかない。そういう  
疑問を感じておりますが、その辺はいかがで  
すかね。

○議長（青木賢次君） 組合管理者。

○管理者（野村興兒君） 今おっしゃったよ  
うに、その当然その価格がですね、他の条件  
が同じであればという前提であります。これ  
は性能発注でありますから、価格だけで争う  
わけじゃない。だから、性能発注であります  
が他の条件が同じ場合は、今おっしゃったよ  
うに、20%減、10%減、5%減、それは  
ちゃんと金額に合わさった形で点数がつくよ  
うになっているわけであります。で、これが  
今、少ないと言う話を言われるんだったら、  
今おっしゃったように、地域貢献何ていうの  
は吹っ飛ばさうんですね。地域貢献は、性  
能的発注の方に入らず非価格要素に入るん  
です。だからそちらを重視をしろとおっしゃ  
っておきながら、一方で価格が機能しない  
という論理はまったく相反することですね。だ  
から、私どもは、価格も重視をする。性能も  
重視する。ヒフティヒフティだろうというこ  
とを議論しました。当初は70対30でどう  
だこういう話もありました。まあしかしそ  
れはひどいじゃないか。やっぱり価格の要素  
も入れざるを得ない。だから、ヒフティヒフ  
ティで、しかも、今、おっしゃったように、  
20%減の場合は、その金額そのものは絶対  
額には何でありますか、それは割合としてち  
ゃんと、この今の評価点の中にあられるよ  
うになっているわけであります。ただし性能  
で、もし地元企業、地元雇用を優先する。そ  
こに力点を置いた場合に、価格が低いところ  
のものと、まあその地元雇用をまあ非常にた  
くさんやりますと、こういったところで、も  
しその点数の兼ね合いというのはある意味で  
は影響を受けるわけですね。そういったこと  
を今やろうとしているわけであります。価格

要素なり非価格要素のものも入れながら、最終的に判断をしていこう。それはすべて公の場で、といたしますか、公開をしていこうと思いますから、疑念がありましたらどうぞと思います。だから、そういったようなことを今、ちゃんとこの方向性を示しまして、今から実施方針を出し、そしてそのこの企業、各応札をされる企業は、内部で検討を始められて、20年間のリスク計算含めてですね、大変な作業を今からやっていただくわけですから、それゆえに、一刻も早くそれを行ってもらわなければ、27年度供用開始が難しいということを再三申しているわけであります。

ある意味で非常に技術的ことは、私ども南野副管理者ともにですね、一生懸命いろんな意味で、いろんな角度から問題点を議論しておりますから、そこは御信頼をいただきますように。もし、具体的にどうしてもということであれば、お話をいただければ大体、御説明ができるものだと、こういうふう信じておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

○議長（青木賢次君） 2番、岡崎議員。

○2番（岡崎 巧君） ええとなかなかですね、争点がかみ合いませんが、私が言いたいのはですね、総合評価方式で非価格要素と価格要素と。私がさっき言うた地域貢献度の方は、非価格要素の方の点ですから、それと価格要素の点というのは全く50点50点の配点になってますから、これ別問題で、別問題と私は理解しております。はっきり言って。だからですね、そのただ価格だけを単純に見ると、その価格に連動してあのその評点がですね、評価点があらわれにくい図式に、あの計算式になっているんじゃないかということをお願いしているのであってですよ、その非価格項目の地域貢献度のことはそっちの非価格項目で、そのやっていただいたらいいんですよ。それとの合算ですから。だからここで指摘しているのは、そういうその連動してい

くような式になっていない。つまりどういうことかと言うとですね、例えば、さっき言いました55億を設定して、20%減じたら、具体的に言いますと44億ですよ。入札金額が。5%減としたら、2億7,500万ですので、52億2,500万ですか。これ差は8億とありますが、現実にですね、その例えば、2億減と11億減というのはですね、あのその自治体に与えるインパクトというのはですね、それはその倍ちゅうんですか以上のものがあるんですよ。金額にしたらすよ。そういうのがですね、連動してないと。だけそういうふうなものも連動するような式があるんじゃないかということをお願いしているわけです。それについて、もうあの時間がありませんけど、お願いします。

○議長（青木賢次君） 組管理者。

○管理者（野村興兒君） これは要は、価格分野を50点、非価格分野をっていうですね同じように、ヒフティヒフティでやろうというわけですから、金額そのものですね、その表示にそのウエートして出てくることはあり得ないんです。ただそのときに今おっしゃったように、例えば55億のものがですね10億下がったときに、10億相当のだから等比級数といいますか差をですね、どういうふうにかというものでありまして、差はちゃんとついてるわけでありまして、少ない方がやはり少なくなつようになってるわけでありまして。だからその感覚がどうなのかという話であります。だけどそれを比例的に全部やるやり方、ないわけじゃありませんけども、それは、ある意味でですね、50点50点というその中で、どういうふうな評価をしていくかということ。その評価方式は確かにいろいろございますが、それはちゃんと差がつくような形になっているわけですね。それを絶対差をそのまま生かせと言われてもこれはなかなか難しいわけですね。だからそ

の点についてのこともいろいろ内部で議論がございました。今、各、それぞれの自治体いろんな方式をとっておりますけども、ちゃんと差がつくということ、適正な差がつくということ、そしてそれが、100%絶対的な金額で差がつくということじゃなくて、やっぱり50点ということで、圧縮して図るわけにありますから、そこはおのずと違ったものになる。まあこういう可能性も持っているわけでありまして、そういった意味でいろんな方式をですね、参酌しながら、このやっているわけでありまして、ぜひ御理解をいただきますように。

○議長（青木賢次君） 岡崎議員の質問は終わりました。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時10分休憩

---

午前10時24分再開

○議長（青木賢次君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

続いて、議席番号1番、阿波議員。

〔1番 阿波昌子君登壇〕

○1番（阿波昌子君） 皆様こんにちは。阿波昌子でございます。私は3件の質問をさせていただきたいと思っております。

1件目はあの、構成市との関係についてお尋ねいたします。

構成市の新年度予算が提出されていない時点で、組合の予算承認を求める理由について管理者にお伺いいたします。

○議長（青木賢次君） 組合管理者。

〔管理者 野村興兒君登壇〕

○管理者（野村興兒君） ただ今、阿波議員からこの構成市の予算が具体的にまだ承認されていない時点で、この一部事務組合の方の

予算の審議が行われる。まあそういったことについての回避といいますか、逃避について今、お尋ねをいただいたわけでございます。

議員御指摘のように、確かに本来であればその構成市町村の分担金予算がですね、成立しまして、そしてそれを受けてこの一部事務組合の議会でお諮りをする。まあこれが本来のあり方であろうと思っておりますが、実はこの予算につきましては、長年、私も、例えば一部事務組合広域のいろんなものやってみましたが、そのときも結局本体の予算との、この何て言いますか、なかなかこのスケジュールが合わないということもあります。この今、一応その条例上は、萩・長門清掃一部事務組合の条例におきましては、毎年3月及び10月に招集するというまあ定例会を定めておるわけでありまして、この3月ということの前でありますから、本来それもどうかという話もあるかと思っておりますが、これは、特に理由のある場合は、これによらないこともできるという規定もございますので、まあそういったものを運用させていただいております。

この一部事務組合と構成市町村の予算の関係でありますけども、自治法上には特段の規定はございません。しかし慣行としてはそういったことをかなり実はやられております。まあちょっとわかりやすい例を申し上げますと、例えば、私も今、この市議会におきまして、長門市議会でも同じだと思っておりますが、まあ子ども手当初めいろんな予算がこの計上されていると思っております。まあこれは本来国の予算が承認されなければ、財源的な裏づけはないんでありますけども、これも長年の慣行で、国あるいは県の予算が承認をされない前においても自治体では予算を出して議会の承認を求める、こういったことが行われております。しかし、今回、例えば国の方がかなり微妙でございますが、例えば、予算関連法案というのがですね、もし否決されたらどうなるかというこういった話もあります。こういったときは、予算を組んでいまして根拠がないわ

けでありますから、それは次の議会あるいは臨時議会で補正を組んでいくという形で対応することに大体慣行として定着をしているわけであります。

したがって、今回、一応その長門、萩の両市におけます分担金の関係、まあこれは恐らく御承認をいただけるという前提であります、もし万が一のときもそれは補正でまた、その各議会の判断にしたがって、これを補正をしていく。こういうことになろうかと思えます。しかし、そういうようなことでございます。なかなか今、それぞれの両市のこの予算の議決が終わった後と言いますと、なかなかもう時間的に制約ができます。南野市長と私の市長の予定、議長、あるいは委員の皆さんの御予定もすり合わせますと、非常にこの難しいこの日程選定になりますので、まあそういうようなことでこういうふうな前倒しにさせていただいたわけでございます。本来、本則から言えば、阿波議員御指摘のとおりであります、どうか一つ、そういう事情及び慣行、議会慣例、まあこういったようなことを踏まえまして、御理解を賜ればということでもありますので、よろしく願います。

○議長（青木賢次君） 1番、阿波議員。

○1番（阿波昌子君） 御理解賜ればということは、このきょう全部終わってしまおうとおっしゃっていることなんですね。まずそれを確認したいと思います。

○議長（青木賢次君） 組合管理者。

○管理者（野村興兒君） 案件といたしましては、予算が中心のものでございますので、もしこれが再度またこの開催されとなれば、これはまた日程調整等大変でございます、先ほど来申しておりますように、この予算関係は、ある意味ではですね準備段階も入れま

す。4月1日から当然まあこの人件費等もございまして、まあとにかくですね、きょう何とか御審議を賜り、議決いただければ執行部としてはこの大変ありがたい話であります。

どうかよろしく御理解いただきますように。

○議長（青木賢次君） 1番、阿波議員。

○1番（阿波昌子君） 先ほど子ども手当のことを申し上げましたが、これはまあ国との話し合いでして、いろんな多くの県とか市とかいうのが関わっていらっしゃると思いますが、これは長門市と2市だけの話し合いであの成立できるものだと思います。それでですね、私たちが長門市の代表として来ているものでしてね、あの市議の方があの納得してもらえないとやっぱり次に進めないんじゃないか。説明せえと言われても私たちも帰ってその議員を納得させるだけのことができるかどうかというふうなことも私も感じておりますので、結構強い要望があるんですよ。2市の本会議の予算が通ってないときにどうしてこんなことをするか。だけれどそれは法律上違反でもないけれど、まあ同義的にですね、あの何かな2市の調整によって合意できるのなら、それが終わってからにしてほしいと思って、私はいますけれど。まあ、そういうふうなことで、まだ3月31日まであるんだから、もう3月はお忙しいことはすごくわかるんですね。市長、管理者の方、副管理者の方もお忙しいし、人事のこともあろうし、議会もありますけれど、その3月31日までにどうか繰り入れてもらって、あの延ばしていただけないだろうか、私は強い考えを持っておりますけれど、どうにかありませんか。

○議長（青木賢次君） 組合管理者。

○管理者（野村興兒君） 御趣旨は、先ほどの本来の本旨から言えばそのとおりであります、実は萩市議会がこの議会、この本会議

をもって予算をこの議決をいただきますのは24日、3月24日でございます、長門市議会、今お聞きしますと23日でございます。そうしますと、あと、このウイークデー、残されたのは5日しかないわけです。25、28、29、30、31日。この5日間で議員の方々の御予定、議長の方の予定、南野市長の御予定、私の予定等々をすり合わせると、かなり今、25日以降は4月の人事異動とか、あるいは4月1日のいろんな行事の用意とか、そういったことがあって、大変実は忙しい5日間なんでありまして、そこにこの本来本則から言えばそうなる。だけど、今まで先ほど申しましたように私ども広域組合持っております。あの昔、1市3町4村のですね。その八つの自治体の広域の組合も実はかなり前倒しでやらしていただいておったわけでありまして。そのような事情でございます、本来は各構成市議会、あるいは町議会、村議会、まあこういったもののこの負担金の可決をもってというのはまあ本則ではございますが、そのようなことでこの今までも国、県あるいは基礎自治体、そういった関係もそういうふうなことで予算ということになりますから、この法令上の一つの何かがんじがらめになったものとは違いまして、こういう形で慣行として広くこの全国で展開をしております。したがって、5日間で今からやれとこうおっしゃいますと大変厳しくなりますので、ぜひ御理解をいただきたく思いますように。

もちろん、各構成市町村でその負担金等につき異論があれば、これは直ちにまあ速やかに臨時議会を開いて修正等のこの手続きはしたいと思っております。

よろしく申し上げます。

○議長（青木賢次君） 1番、阿波議員。

○1番（阿波昌子君） ええとですね、まあ管理者は管理者でそうおっしゃいますけれど、私は今さっき申しましたように、長門市議会

に帰ってですね、結構あの強い要望があるんですよね。それでですね、私一存でいいですよって言うわけにも私もいかないで大変困っているところなわけですけれど、まあこれは本当先にやった方がいいことも多いですよ。あの中身がよくわかってですよ。だから予算、本会議のときにこの中身がよくわかっていいからこっちが先の方がいいというようなこともあるから、まあ卵が先か鶏が先かというふうな感じですからね。このスタートによって、ここは初めてのスタートなんですよ。結局。だから私としてはですね、議員の代表と、長門の議員の代表として来ているので、あの、これを私一人の考えでうんと言うふうなことはちょっと申しがたいので、もしできればですよ。ちょっと話し合いをさせていただくというふうなことはできますかできませんか。今の議員、委員で、いいですか。

〔休憩を要請いたします〕と呼ぶ者あり〕

○議長（青木賢次君） 今、長尾議員の動議の発言に対して賛成の方は起立願います。

〔起立者多数〕

○議長（青木賢次君） 成立いたしましたので、休憩をいたします。

午前10時35分休憩

---

午前10時47分再開

○議長（青木賢次君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。一般質問を続行いたします。1番、阿波議員。

〔1番 阿波昌子君登壇〕

○1番（阿波昌子君） 議会が、先ほど38日間というふうなことで延長されましたので、議決はそれまでにされることになると思いますが、それでよろしゅうございますか。

○議長（青木賢次君） 組合管理者。

○管理者（野村興兒君） 本来であれば、できるだけ早くという思いがありますが、議会の御意志でありますから、そのように判断をされるのであれば、それに異論はございません。

○議長（青木賢次君） 1番、阿波議員。

○1番（阿波昌子君） それでは、2番目の質問に入りたいと思います。

業者決定に当たって、公正公明性の確保についてお尋ねいたします。

業者決定に当たっては、談合は絶対にあってはならないと思います。チェック体制はどのようなになっているのかをお伺いいたします。

○議長（青木賢次君） 組合管理者。

○管理者（野村興兒君） 先ほど、岡崎議員からの御質問にございましたが、とにかくこの公明正大にそのような不正の起こることのないように、最大限努力をしております。

まず第1には、先ほども申しましたが、このDBO方式というのは、PFI法に基づくPFIに近いそのやり方なものでありますから、ある意味ではかなり民間事業者いろいろなことを委ねてまいります。したがって、その決定の過程におきましては、PFI法に定めるいろんな公開、あるいは透明度を高めるいろんなこの基準、規定がございますが、そういったものに則してやる。これが第1であります。これは恐らく私どもも今まで経験したことのないようなやり方、それが一つ。

いま一つは、今、この具体的にいろんな今から実施方針なり、あるいはこの入札方式等まあ議論をする過程、これはこの新清掃工場整備・運営事業者選定検討会というのをつくっております、これは私と南野市長ともに、その検討会のメンバーになりまして、いろい

ろ、そこにいろんな方々が学識経験者も中心に入っているのですが、特にこの専門的な要素、検討いただきます専門委員会をこの学識経験者を中心にして構成をしていただきます。その専門委員会、そして検討委員会、この二重のチェックシステムを設けているわけがあります。そういう二段階のこの方式で業者選定等、的確に公正に行っていただきたい。これが2番目であります。

なお、3番目に実はこの御審議をいただく予算の中に、この整備・運営事業者選定にかかわる技術指導業務委託料として120万計上しておりますが、これは今、こういう形でこの専門委員会や検討会で、このいろいろ作業をしていきますけれども、全く別の第三者機関によるチェックを取り入れていこう。まあその専門委員会のこの学識経験者の皆さんも必死になってやっていただきますが、また違った視点、違った角度、違った立場でこの公正公平な事業者選定が行えるよう、チェックシステムをつくらうとしているわけあります。そういった予算も計上しておりますので、よろしく御審議をいただき、お認めいただきますように、よろしくお伺いいたします。以上であります。

○議長（青木賢次君） 1番、阿波議員。

○1番（阿波昌子君） いろんなチェック機能がある。第三者を入れてというふうな今、御提案もありましたが、第三者というかどうか。どういうふうなメンバーを考えてらっしゃいますか。

○議長（青木賢次君） 組合管理者。

○管理者（野村興兒君） 実はこれは環境省の方が一つその推薦したそういった事業者グループがありまして、まあそういった中で、我々も選定をしていこうかなと、こういうふうにも思っております。

技術まあそういうこの支援業務の実施組織ということで、この推薦がございますが、全国都市清掃会議とか、あるいは東京都の環境整備公社技術部とか、これら皆、社団法人、財団法人であります。大阪市の環境事業協会技術部とか、あるいはこの福岡のクリーンエナジー技術部とか、まあそういったものもございますので、そういった中で、この審査の上、どの団体が一番適当かということを含めて、今から考えていこうと思っております。二重、三重のチェックということで、ぜひ御理解をいただきますように、よろしくお願いたします。

○議長（青木賢次君） 1番、阿波議員。

○1番（阿波昌子君） 私もそれを提案しようと思っていたんですけど、二重、三重のやっぱりチェック機関というのが必要で、今あるだけでいいかなあと思っておりましたから、ぜひそれを取り入れてほしいと思います。それでないと今も何ですか、全国市民オンブズマン連絡会議というふうなものプリントをちょっと出してみましたら、もういろんな談合があちこち全国的に裁判沙汰になってですね、大変なことになると思いますのでね。もう挙げ句の果てにはこの何ですかね、弁護士報酬まで少ないからこれを上げろというような裁判にならんようになって。

何十年も先まで残るようなことがあってはいけないと思いますので、そういうふうな談合が絶対許されないような方式で進めてほしいと思います。もうそういうふうにお考えでございますので、私はそれ以上は申しません。

それでは、第3の地元の雇用についてに移りたいと思います。

地元の雇用も先ほど管理者からおっしゃいましたようにもうできるだけ多くの方を、地元の方を採用してほしい、使ってほしいというふうな心構えをお持ちだと思いますけれど、あの私が見たあの何ですかねこれは、まあ要

求水準書の中でもうたっているような本施設の運営に当たって、地元での雇用促進に配慮するとか、いうふうなことでいろんな資格を持った者とか、地元の、できるだけ地元のできる人は、できることは地元でというふうなことも考えていらっしゃると思いますが、あの建物、さっき言われました、建物建設時のまあプラント工事なんかですね、いかに多くのこの辺の人を雇い入れるか。地元を雇い入れるか。もう一回管理者として雇用をいかにお考えかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（青木賢次君） 組管理者。

○管理者（野村興兒君） この地元の雇用ということで、今お尋ねをいただいているわけでありまして。地元の雇用状況かなり悪いわけでありまして、まさに議員御指摘のように、いかに今回のこの相当規模の大きい清掃工場の建設、そしてそれに続きます運営があります。運営のサイドでは先ほど御指摘をいただきましたが、とにかく地元雇用ということ。これを一つのこの入札のときにおきます非価格的要素、評価項目の中に実はこの地元、地域貢献性という項目がございますけども、その中に、この内容として入れることを考えております。

そしていま一つ、建設途上ですねこういった場に地元雇用もできる限り、まあ専門の高度の技術、こういった方々はやむを得ないにしても、でもできる限り雇用がされますように。

また、地元で調達可能な資材、こういったこともあろうかと思いますが、そういったものはどういうものか具体的にこの俎上に上るかというのは、まあ今後の話でありましようけども、とにかくできる限り地元経済にも貢献いただくように、こういったことを想定し、今後努力をしていきたいと思っております。よろしくお願いたします。



○議長（青木賢次君） 1番、阿波議員。

○1番（阿波昌子君） そういうふうには建設時から、もう多くの下請企業が入れるように、できるだけあの努力してほしいと思います。

もういろいろ今まで、重なりますのでこれで最後にしたいと思いますが、今からがいよいよスタートなんですよね。それでも絶対には絶対に談合がなくって、それから疑惑も持たれないような、公正公明にと管理者はおっしゃいましたけど、そういうふうな態度でいくべきだと思います。そのためにはスタッフが丸となって、そういうふうなこの絶対談合を許さない、公正公明にいくように、みんなそれぞれが、自分自分で自覚をしながら進めていって、平成27年度には住民が安心して使えるような施設ができるように私は要望しておきたいと思います。

以上で質問を終わらせていただきます。

○議長（青木賢次君） 組合管理者。

○管理者（野村興兒君） 御指摘のように、とにかくこれだけの大事業でありますから、この事業そのものが、この入札等で公明正大に、この行われますように、我々も全力を挙げてそういった努力をしていきたいと思えます。

どうか議会におかれましても、こういったこの公明正大なですね、一つの事業展開ができるように、ぜひ御尽力を賜りますようによろしくお願いいたします。

とにもかくにも27年に供用開始ができなければ、これは大変なやっばり事態になると思いますので、できるだけ早期のこの事業進捗、こういった面にも御協力をいただきますように、よろしくお願いいたします。

○議長（青木賢次君） 阿波議員の質問は終わりました。

以上で、一般質問を終了いたします。

---

日程第5 議案第1号

○議長（青木賢次君） 次に、日程第5、議案第1号平成23年度萩・長門清掃一部事務組合一般会計予算を議題といたします。

---

議案第1号 平成23年度萩・長門清掃一部事務組合一般会計予算

---

○議長（青木賢次君） 本案について、提案者より、提案理由の説明を求めます。組合管理者。

〔管理者 野村興兒君登壇〕

○管理者（野村興兒君） 本定例会にこの提案をいたします議案について、御説明を申し上げます。

議案第1号平成23年度萩・長門清掃一部事務組合予算につきましては、本組合を構成いたしております、萩市及び長門市で協議調整したものでございます。

平成27年度の供用開始に向け、限られた期間内で事業を進めていくためには、平成23年度は新清掃工場の整備、運事業者を選定しなければならない重要な年でございます。

両市の行財政を取り巻く環境は、大変厳しい状況でございますが、市民の皆様の生活を守る立場で、一層の努力を進めてまいります。

平成23年度予算につきましては第1条歳入歳出予算の総額は6億662万2,000円の計上となりました。これは前年度当初予算に比べて3億1,348万4,000円の増額であります。

それでは、3ページ歳入について説明をいたします。第1款分担金及び負担金は、本組合を構成する萩市と長門市の分担金で、萩市が、2億7,554万6,000円、長門市が、2億3,097万3,000円、合わせて、5億651万9,000円の計上でございます。これは、前年度当初予算額に比べて

2億6,295万9,000円の増額であります。

第2款国庫支出金は、環境省の循環型社会形成推進交付金2,840万円の計上で、前年度当初予算と比べて1,330万円の増額であります。循環型社会形成推進交付金は平成22年度、23年度の2カ年で実施する清掃工場建設のための計画支援事業に対して、全体事業費の3分の1に当たる交付金が交付されますが、平成22年度交付金、交付見込分を差し引いた残り、2,840万円を計上いたしております。

第3款繰越金は、平成22年度決算が確定した後に補正する予定でございます。

第4款諸収入は、阿武町からの受託事業収入7,170万円と預金利子及び雑入合わせて7,170万2,000円の計上で、前年度当初予算に比べ3,722万4,000円の増額でございます。

次に、4ページ歳出について説明いたします。

第1款議会費170万円は、組合議会の正副議長及び議員6名に対する報酬、組合議員の先進地視察及び組合議会の運営に係る経費を各節に配分計上いたしております。前年度当初予算額に比べ、111万2,000円の増額でございます。

第2款総務費につきましては1項総務管理費といたしまして、本組合事務職職員に係る給与等負担金とその他組合運営に係る経費、組合の公平委員会委員報酬等公平委員会に必要な経費、2項監査委員費といたしまして、監査委員報酬等監査委員に必要な経費の以上合計4,640万4,000円を計上いたしております。これは、前年度当初予算に比べ、258万4,000円の減額でございます。

第3款衛生費5億5,744万5,000円につきましては、生活環境影響調査等、新清掃工場建設に係る前年度からの継続事業と併わせて、新たに実施する水源調査及び敷地造成設計に係る経費、平成24年度以降の循環

型社会形成推進地域計画策定に係る経費、用地購入及び立木の補償等に係る経費、立木伐採に係る経費、小原地区の飲料水施設整備に係る経費、市道小原畦田線の三見畦田から新清掃工場までの1.2キロメートルの区間の道路整備事業に対する負担金を各節に配分計上いたしております。これは前年度当初予算に比べて3億1,495万6,000円の増額です。

第4款公債費につきましては、一時借入金利子7万3,000円を計上いたしております。

第5款予備費につきましては、100万円を計上いたしております。

第2条は、債務負担行為について定めるものでございまして、5ページの第2表に記載のとおりであります。新清掃工場敷地造成工事の事前作業として実施する立木伐採業務に係るものでございます。

第3条は、一時借入金の最高額を3,000万円とするものであります。

以上、議案を御説明を申し上げます。

○議長（青木賢次君） 提案理由の説明は終わりました。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれをもって、散会いたします。

午前11時03分散会

---

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成23年2月22日

萩・長門清掃一部事務組合

議 長 青 木 賢 次

議 員 長 尾 実

議 員 西 元 勇

## 目 次 (第2号)

○議 事 日 程 .....	2 9
○出 席 議 員 .....	2 9
○日 程 第 1 会 議 録 署 名 議 員 の 指 名 .....	2 9
○日 程 第 2 議 案 第 1 号 .....	2 9



平成 2 3 年 2 月

## 萩・長門清掃一部事務組合議会定例会会議録（第 2 号）

### 議事日程第 2 号

平成 2 3 年 3 月 2 5 日（金曜日）午後 3 時 5 9 分開議

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 議案第 1 号

---

事務局主幹 岩崎伸広君

事務局主幹 河野広行君

事務局主幹 今浦功次君

---

○本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 議案第 1 号

---

○書記出席者

書記 長 三原正光君

書記 浜村祥一君

書記 宮本啓治君

---

○出席議員（8名）

1 番 阿波昌子君

2 番 岡崎巧君

3 番 中村洋一君

4 番 西島孝一君

5 番 長尾実君

6 番 松永亘弘君

7 番 西元勇君

8 番 青木賢次君

---

午後 3 時 5 9 分開会

○議長（青木賢次君） これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

日程第 1 会議録署名議員の指名

○説明のため出席した者

管理者 野村興兒君

副管理者 南野京右君

事務局長 平田幸三君

事務局次長 荒川孝治君

事務局主幹 安田学君

事務局総務係長 永安弥君

会計管理者 山中伸彦君

事務局主幹 中村敏雄君

事務局主幹 藤田擴君

事務局主幹 上田秀男君

---

○議長（青木賢次君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、1 番、阿波議員、3 番、中村議員を指名いたします。

---

日程第 2 議案第 1 号

○議長（青木賢次君） 次に、日程第 2、議案第 1 号平成 2 3 年度萩・長門清掃一部事務組合、一般会計予算を議題といたします。

これより、質疑を行います。質疑はありますか。（「質疑なし」と呼ぶ者あり）質疑なしと認めます。

質疑を終了いたします。

---

討 論

○議長（青木賢次君） これより討論を行います。討論はありますか。（「討論なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。

---

表 決

○議長（青木賢次君） これより、採決を行います。

議案第1号平成23年度萩・長門清掃一部事務組合一般会計予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立者多数〕

○議長（青木賢次君） 起立全員と認めます。よって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

本定例会に付された事件は、すべて終了いたしました。したがって、会議規則第6条の規定により、本日で閉会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木賢次君） 御異議なしと認めます。

よって本定例会は、本日で閉会することに決定いたしました。

以上で、本日の会議を閉じます。

これをもちまして、平成23年2月萩・長門清掃一部事務組合議会・定例会を閉会いたします。

午後 4時01分閉会

---

地方自治法第123条第2項の規定により

ここに署名する。

平成23年3月25日

萩・長門清掃一部事務組合

議 長 青 木 賢 次

議 員 阿 波 昌 子

議 員 中 村 洋 一